

宮城県内の社会福祉協議会が 災害時相互支援協定を締結

宮城県内36の社会福祉協議会(以下「社協」)は、平成26年6月1日、被災した地域の社協への専門性の高い支援活動が迅速かつ効果的に行われるよう、「災害時相互支援協定」(以下「本協定」)を締結しました。

今号では本協定の概要について紹介します。

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い命と財産が失われ、深い悲しみは今も薄れることなく続いています。また、住居の流失などによって慣れ親しんだ地域を離れ、新しいコミュニティでの不自由な生活を余儀なくされた人々や、更には農業や水産業をはじめとした地域産業にも甚大な被害を受けたことによっ

て就労の機会を失った人々なども多く、被災された住民の日常生活は大きく変化しました。

国内外では自然災害などが頻繁に発生しており、今後も大規模災害の発生が予想されることから、宮城県内の社協では災害ボランティアセンター運営のみならず、被災地域の社協へ専門性の高い職員を派遣するための「仕組み」づくりの必要性が高まりました。

宮城県では東日本大震災以前から、県、市町村及び市町村社協が「大規模災害時における災害ボランティアセンター」の設置・運営に関する覚書」を締結し、県内における大規模災害への対応準備を進め、東日本大震災では、宮城県内の社協が沿岸地域を中心に「災害ボランティアセンター」を震災直後から運営しました。

宮城県内の社協が一致 団結

ため、県内12市町村社協職員から構成される「実務者検討会議」で議論を重ねて(平成25年11月～平成26年3月まで計5回)きました。また、事前資料と協議内容は会議毎に全ての社協に提示し、それに対してご意見を頂戴したほか、2回の市町村社協事務局長会議で進捗を報告し、協議を進めてきました。

平成26年6月19日、松島町ホテル大観荘で宮城県三浦副知事を来賓に迎え、開催された協定締結式では、当会の鈴木隆一会長が、「東日本大震災直後は社協や行政の機能が一時的にストップした。今後、予想される災害に対して、これまでの教訓や災害現場での支援実績を基に、平時から社協組織間の連携を深めていきたい」とあいさつ。市町村社協を代表して、石巻市社協の高橋興治会長は「震災時には全国から助力をいただいた。今後、県内のみならず、県外被災地に向けての支援態勢構築は、われわれの使命」と話されました。



6月19日協定締結式の様子

本協定では、宮城県内の市町村社協及び宮城県社協が協力・連携し、被災した地域の社協に対し、社協として専門性の高い支援活動を迅速かつ効果的に行うとしており、

①被災直後における被災状況の把握、情報収集及び調査活動・発信に関する事

②被災社協が必要とする活動に関する事

について相互に支援する事が役割となります。

「締結後の動き」

今回の協定締結は、災害により住民生活に甚大な被害が生じた際、被災した地域の社協だけでは十分な支援活動が難しい場合に、社協のネットワークを活かし、よ

おける災害ボランティアセンターについては、被災規模の大きさから運営が長期化したことにより、被災地の市町村社協では精神的・肉体的に疲弊した中での厳しい運営を迫られました。また、職員の不足も見られたことから、宮城県社協では、県内22か所の内陸部市町村社協に対し、職員の派遣を要請。沿岸部13市町村社協に職員の派遣調整を行いました。一方、被災した地域の社協は災害ボランティアセンターの運営の他、生活福祉資金特例貸付や日常生活自立支援などの事業実施が同時に求められました。



宮城県内社会福祉協議会における災害時相互支援協定締結式 平成26年6月19日 於 ホテル松島大観荘

協定締結に至るまで

本協定の趣旨は、平成25年10月から県南、県北、県央で計3回開催した、「宮城県内社協における災害救援活動に関する相互支援協定締結のための会議」で35市町村社協へ説明。35市町村社協の賛同の後、趣意書、災害時相互支援協定書、災害時相互支援協定実施細則、支援連絡会議設置要綱の原案作成の



平成25年度に開催された実務者検討会議の様子／災害時相互支援協定等の原案作りのための協議を実施

り迅速で円滑な支援を行うための体制づくりに向けての一步となるものです。

今後は、県内市町村社協が災害担当者を決めるとともに、支援連絡会議を設け、有事の際に迅速かつ効果的な支援体制の確立を図るため、

①職員の派遣に関する事

②職員の派遣の期間に関する事

③支援活動に従事する職員の人材養成及び確保に関する事など

について協議していきます。また、研修会などを通じて職員の育成を図るとともに、県内の社協職員は平時から「顔の見える関係」を構築することが求められています。

